

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 放射線・臨床検査・病理分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>放射線医学、臨床検査学、病理学は臨床医療に活用され、医療機関の中央部門において様々な臨床医療分野を支えている。これらの基盤分野の発展は、臨床医学、臨床医療の発展に広く貢献すると期待される。</p> <p>本分科会では放射線医学、臨床検査学、病理学の更なる発展を目指し、産官学が協力して研究開発を推進する体制について検討を行う。更に、学術的成果を国民の健康増進に活用するため、医療提供体制の充実に向けて審議する。</p> <p>医療提供において共通した性質をもつ3つの基盤分野の委員が横断的に審議を行い、関連する医学・医療分野の関係者とも意見交換を行いながら、特定分野の立場を超えた俯瞰的な視点から、臨床医学の発展とその社会貢献の促進を図る。</p>
4	審議事項	<p>1. 放射線医学、臨床検査学、病理学の研究開発および医療提供体制</p> <p>2. 第25期に発出した見解の具現化に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	